

平成28年（ワ）第159号 新安保法制違憲国家賠償請求事件

原告 ■■■■■ 外117名

被告 国

平成29年（ワ）第135号 新安保法制違憲国家賠償請求事件

原告 ■■■■■ 外92名

被告 国

口頭弁論要旨（準備書面（20）について）

（請求原因の認否についての釈明権行使の申立）

2019（令和元）年5月20日

長崎地方裁判所民事部合議A係 御中

原告ら訴訟複代理人

弁護士 増 崎 勇 太

原告準備書面（20）は、被告が不当に「認否」の回避をしていることを指摘し、被告が「認否」を明らかにするよう裁判所に釈明権の行使を求めるものです。

集団的自衛権行使及び後方支援活動等の実施を容認する新安保法制法は、いずれも憲法9条に明白に違反しています。それゆえ、原告は、訴状において、新安保法制法の制定にかかる閣議決定及び国会議員の立法行為が国家賠償法上違法であると主張していま

す。

一方、被告は、平成28年11月1日、原告の請求の棄却を求める答弁書を提出しました。この点、民事訴訟規則80条1項は、答弁書には訴状に記載された事実に対する認否を具体的に記載しなければならないと定めています。したがって、被告は、原告が訴状に記載した事実について、事実関係を認めるのか否定するのか、その「認否」を明らかにしなければなりません。

ところが、被告は、原告の具体的な事実の主張に対し、これまでに、何らまともな「認否」をしていません。これは明らかに民事訴訟規則違反です。そこで、原告は、被告が「認否」を回避した箇所で、民事訴手法上特に「認否」を明らかにすべきと考える箇所を16か所指摘し、本準備書面（20）の別紙2としてまとめています。

例えば、原告は訴状において、新安保法制法が自衛隊による集団的自衛権の行使を可能にしたと主張しました。これに対し被告は、「原告らの言う集団的自衛権の内容が明確でない。」との理由で、「認否」をしませんでした。しかし、原告の主張は、政府が解釈を変更して従来禁止されてきた集団的自衛権行使を容認したことを指摘しているのですから、政府の解釈する「集団的自衛権」と異なるものを述べているわけではないことは明らかです。被告である国が「認否の限りでない」とする理由は、「言いがかり」あるいは「逃げ口上」としかいいようがありません。

また、もう一つの例として、原告は、集団的自衛権を容認する旨の閣議決定をした国務大臣及び新安保法制法を立法した国会議員に故意・過失があること、閣議決定・立法行為によって原告が損害を受けたことについても訴状で主張しています。これに対し、被告は、「原告らの請求は国賠法上保護された権利ないし法的利益の侵害を言うものでなく、主張自体失当である」という、通常の民事訴訟では考えられない理由で認否を回避しています。

このような被告の不当な「認否の回避」に対し、原告は、原告準備書面（1）において、被告に対し4つのテーマについて認否、反論するように明確に求めました。それは、「従来の憲法9条の解釈を政府が変更して集団的自衛権の行使を認めたこと」、「新安保

法制法に基づいて認められた集団的自衛権の行使は憲法9条に違反しないとする被告の主張の根拠、「これまでの政府憲法解釈についての原告の主張に対する認否」、「従来の政府解釈は、他国軍隊の武力行使と一体化しなければ憲法上の問題は生じないというもので、周辺事態法においても自衛隊の活動区域を『後方区域』『非戦闘地域』に区切って限定して武力行使一体化の問題が生じないようにしていたこと」の4点です。ところが、被告は、私たち原告の主張に対し、何らの応答もありませんでした。

このように、原告の主張に対する被告の「認否」は、著しく不誠実なものでした。被告がこのような対応を取る理由は、原告の主張に対して誠実に「認否」を行えば、新安保法制法が違憲であるか否かが本訴訟の審理の焦点となり、被告は新安保法制法の合憲性の合理的理由を具体的に明示できないためであると思われる。

本訴訟提起後、すでに2年以上が経過しています。しかし、被告の主張は、原告の主張する権利が国賠法上保護された権利ないし法的利益と認められないという点に終始し、新安保法制法の合憲性についてはほとんど答弁をしていません。原告が準備書面において明確に「認否」を求めたにもかかわらず、これを無視するという不誠実な態度をとる被告に、もはや自主的に「認否」を明らかにすることは期待できません。

そこで、私たち原告は、民事訴訟法149条3項に基づき、裁判所に対し、本準備書面(20)別紙2に記載した事実について「被告の認否」を明らかにするよう、釈明権を行使することを求めます。

裁判所においては、訴訟手続一般において「認否」は明確にされなければならないという民事訴訟規則80条1項の原則は勿論のこと、本訴訟における「新安保法制法の合憲性」という争点の重要性もふまえ、被告に対し適切な釈明権の行使をしていただくようお願いいたします。